

訪問看護ステーションどんぐり運営規定  
介護予防訪問看護ステーションどんぐり運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団有隣会が開設する指定訪問看護ステーションどんぐり（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師が要介護状態若しくは、要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 一 ステーションの看護師は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

二 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団有隣会 指定訪問看護ステーションどんぐり
- 二 所在地 綾歌郡綾川町滝宮 1122 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- 一 管理者 看護師 1 名  
管理者はステーションの従業者の管理及び利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師 看護師 2.5 名以上
- 三 理学療法士、作業療法士は実情に応じた適当数を配置する  
看護師は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。  
また、理学療法士、作業療法士が提供する指定訪問看護については、当該訪問看護計画書及び訪問看護報告書を看護師と理学療法士、作業療法士が連携して作成する。

(営業及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- 三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護法の指導
- 九 カテーテルの管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第7条 一 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用額の1割もしくは、2割、3割の額とする。

また、保険給付を超えて利用するサービスは10割の額とする。

二 次条の通常の事業を実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合に交通費は、次の額とする。

(介護保険利用者)

- 1 通常の事業の実施地域内 無料
- 2 通常の事業に実施地域内を越える地点から、1km毎に100円+消費税

(医療保険利用者)

ステーションから自宅までの片道距離、1km毎に100円+消費税

三 死後の処置料は、介護保険、医療保険利用者ともに25000円+消費税

四 医療保険利用者において、利用者の希望により次の訪問看護を利用した場合は、保険外の利用料として次の額とする。

- 1 90分を超える訪問看護料 30分毎 3000円
- 2 営業日以外(夜間早朝18時~翌朝8時を除く)の訪問 2000円/回

五 前各項に規定する費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名もしくは記名押印を受けることとする。

(通常に事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、綾歌郡綾川町・丸亀市綾歌町・高松市香南町、岡本町、国分寺町福家、円座町、川部町、坂出市府中町の区域とする。

(苦情処理の対応方法)

第9条 管理者は提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 一 看護師は訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 二 看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第11条 一 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 二 事業者は、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 三 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 一 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 看護師等などに対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 二 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(公正中立)

- 第13条 看護師はご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って公正中立に業務を遂行する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 一 指定訪問看護ステーションは、医療法人社団有隣会と共同し看護師の質向上を図るための研修の機会を年4回設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 二 指定訪問看護ステーションは、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 三 従業員は、業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 四 事業者は、従業員であったものに業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

五 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団有隣会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年 3月10日から施行する。

附 則

この規定は、平成17年 7月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年 5月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年 8月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年 2月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年 1月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年 7月 7日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年 2月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年 8月 7日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、令和1年 12月 1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年 9月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年 9月25日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年 3月30日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年 6月23日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年10月 7日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年 2月 24日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年 2月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年 11月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年 7月 24日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年 5月 1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年 6月 1日から施行する。